

北海道里親養育包括支援事業実施要綱

第1 目的

全ての子どもは、適切に養育され、その生活を保障されること、また、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることなどその他の福祉を等しく保障される権利を有している。

このため、子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、養子縁組や里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）（以下「里親等」という。）への委託を一層推進することが重要である。

この里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援（以下「フォスタリング業務」という。）及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体及び里親支援機関の指定

1 実施主体

この事業の実施主体は、北海道とする。

なお、第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認めた者（以下「民間機関」という。）に委託して実施できることとする。

2 里親支援機関の指定

北海道は、第3に掲げる事業を実施する際、委託先を里親支援機関（A型）として指定するものとする。

この場合、北海道は、所管区域外において第3に掲げる事業を適切に実施することができる者と認めた者についても、里親支援機関（A型）として指定し、委託することができる。

また、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設又は乳児院であって、事業の委託を受けずに第3に掲げる事業を行っている者については、その役割を明示するため、里親支援機関（B型）として指定すること。

第3 事業内容

1 里親制度普及促進・研修等事業

（1）趣旨

里親制度及び養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及及び里親委託の

推進のためには、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養親希望者」という。）を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭と同様の養育環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となった者（以下「養親」という。）による講演や説明を行い、保護を要する子どもの福祉への理解を深めるとともに、積極的なリクルート活動等を実施することにより、里親の確保を図るものである。

また、里親登録及び登録の更新に必要となる基礎研修・登録前研修及び更新研修、子どもが委託されていない里親や子どもを委託されている里親（以下、「未委託里親等」という。）に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

（２）事業内容

① 普及啓発事業

里親制度のPR、里親関連ニュース・行事・イベントや、北海道の各種里親関連施策について、広報資材の活用等をしたり、里親啓発のシンポジウムを開催したりすることで、一般家庭や里親希望者に対する普及啓発を行い、新たな里親を開拓する。

② 地区別里親研修事業

各児童相談所管内ごとに、養親や里親を希望する者、養子縁組を希望する者等が集い、養育経験等の事例発表、児童心理・児童問題を主題とした講演、養育技術に関する研修、里親制度の普及啓発のための意見交換会などを行う。

③ 養育里親等研修

研修の対象者、実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「養育里親研修制度の運営について」及び平成29年3月31日雇児発第0331第37号同通知「養子縁組里親研修制度の運営について」に基づき、別に定める。

④ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「専門里親研修制度の運営について」に基づき、別に定める。

⑤ 未委託里親等トレーニング事業

養育里親、専門里親、養子縁組里親であって、トレーニングを受けることを希望する者のうち、児童相談所長が適当と認めた里親に対し、次のア及びイを行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の（ア）から（ウ）について継続かつ反復して実施すること。

（ア）事例検討・ロールプレイ

(イ) 外部講師による講義の実施

(ウ) 施設及び既に子どもが委託されている里親宅等における実習

イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。

⑥ フォスタリング業務職員研修参加促進事業

フォスタリング業務に携わる職員（児童相談所及び民間機関の職員）の研修参加を促進するため、研修に関する情報提供等を行う。

(3) 留意事項

① 各種研修等の実施時期、実施回数等については、小規模住居型児童養育事業実施事業者を含め、より多くの対象者が参加できるように配慮するものとする。

② ファミリーホームの養育者及び補助者は、家庭養護の担い手であることから児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修その他の資質の向上を目的とした研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

③ 養子縁組里親への登録を希望しない養親希望者についても、養子縁組家庭の養育環境の向上の観点から、積極的に講演会・説明会や各種研修に参加することが可能となるよう、十分配慮すること。

④ 上記(2)の⑤のアの(ア)に定める事例検討における事例の設定については、未委託里親等が里親になろうとした動機や委託されている子どもの特性等の個々の未委託里親等の状況を考慮すること。

⑤ 上記(2)の②地区別里親研修事業及び⑤未委託里親等トレーニング事業については、関係団体に業務委託して実施する。

2 里親委託推進・支援等事業

(1) 趣旨

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図るものである。

また、里親や養親などが養育に悩んだ際には、一人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが重要である。このため、里親等（同居人、補助者等を含む。）に対し、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。

(2) 事業の実施体制

この事業の実施にあたっては、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、北

海道里親推進等検討会を設置することとする。

① 里親等委託調整員及び里親等相談支援員の配置

ア (3)の①及び③の事業の実施にあたっては、里親支援事業全体の企画、里親等と施設との円滑な調整及び関係機関との連絡調整等を行う里親等委託調整員を配置する。

イ (3)の④から⑦の事業の実施にあたっては、里親等相談支援員を配置する。

ウ 里親等委託調整員及び里親等相談支援員は、各児童相談所の里親養育支援児童福祉司が兼ねるものとする。

② 北海道里親推進等検討会の設置

北海道里親推進等検討会の設置・運営については別に定める。

(3) 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

① 里親とのマッチング

家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもについて、その子どもに最も適合すると考えられる委託候補里親の選定及び委託に向けた調整又はその支援等を行う。

② 委託前養育等支援事業

里親委託のための調整期間等における里親の経済的負担を軽減することで、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備するとともに、里親及び里親希望者の各種研修への受講を支援することで、更なる里親委託の推進を図る。

③ 自立支援計画の作成

里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）へ委託された子どもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。

④ 家庭訪問支援事業

現に子どもを養育している里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。

⑤ 養育援助事業

里親の負担を軽減するため、養育援助者を里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談を行う。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親とこれを受入れる里親や施設の間の調整を行う。

⑥ 相互援助事業

子どもの委託を受けた里親の自らの養育に対する不安などを解消する方策として、里親等や里親となることを希望する者等が集い、あらゆる種類のストレスを安心して話す

ことができる「話し合い」の場と「コーディネート役」となる「相互援助者」を提供し、心のケアを行うとともに、相互交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

⑦ 親子の再統合に向けた面会交流支援

親子の再統合に向けて、保護者からの相談に応じるとともに、子どもと保護者の面会交流の調整を行う。併せて、現に子どもを養育する里親等への支援を行う。

⑧ 委託里親交流・自立準備支援事業

子どもが委託されている里親家庭同士の交流や中学生及び高校生の委託児童を対象に自立意識の醸成を補うなど委託里親に対する支援体制の充実を図る。

⑨ 里親安心サポート事業

里親委託している子どもが事故に遭ったり、または事故などを起こしたりして里親に賠償責任が生じた場合に、里親の経済的損失を補償する「里親賠償責任保険」の加入を行う。

(4) 事業の実施方法

① 里親とのマッチング

ア 委託候補里親の選定にあたっては、平成23年3月30日雇児0330第9号「里親委託ガイドラインについて」の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、子どもの最善の利益が確保されるよう、子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと。

イ 子どもと里親との交流や、短期間の宿泊体験等については、児童相談所の里親養育支援児童福祉司や地区担当児童福祉司、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。

ウ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

② 委託前養育等支援事業

事業の対象者、実施方法等は令和2年1月30日子発0130第2号厚生労働省子ども家庭局長通知「里親への委託前養育等支援事業の実施について」に基づき、別に定める。

③ 自立支援計画の作成

ア 自立支援計画（児童相談所業務取扱要領 措一15「委託児童自立支援計画票」）は、子ども本人及びその保護者並びに里親又はファミリーホームの意向を十分に尊重するとともに、児童相談所の職員だけではなく関係機関の意見や協議などを踏まえ作成すること。具体的には、里親養育支援児童福祉司の助言を受けながら地区担当児童福祉司が作成した後、里親等と協議した上で決定すること。その際、里親支援専門相談員等の関係機関からの意見も参考にすること。

イ 自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親又はファミリーホームの生活全般についての解決すべき課題、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支

援の目標並びに達成時期、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の内容並びにその他児童相談所長が必要と認める事項について規定すること。

ウ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、里親養育支援児童福祉司、地区担当児童福祉司、里親等及び関係機関等で最低年1回は計画の見直しを行うこととし、子どもの養育状況に応じて定期的に見直すこと。

④ 家庭訪問支援事業

里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子（以下「委託された子ども等」という。）の養育状況の把握に努め、委託された子ども等の養育に関する適切な指導や助言を行う。

⑤ 養育援助事業

事業の対象者、実施方法等は平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」に基づき、別に定める。

⑥ 相互援助事業

事業の対象者、実施方法等は平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」に基づき、別に定める。

⑦ 親子の再統合に向けた面会交流支援

ア 保護者と子どもの面会交流のための場所の確保を含めた調整を行う。

イ 調整に当たっては、子どもと保護者、里親との関係性に留意する。

ウ 保護者の不安や悩み等の相談に応じるとともに、里親に対しても、交流の重要性等について十分に説明する。

エ 交流前後の子どもの心身の状況等に応じて、里親が様々な場面で適切な対応を行うことができるよう、必要な助言や相談等の支援を行う。

⑧ 委託里親交流・自立準備支援事業

各児童相談所管内ごとに、子どもを受託している里親家庭同士の交流会や中学生及び高校生の委託児童を対象に元委託児童の体験発表会等を実施することにより、委託里親を激励するとともに、委託児童の自立意識の醸成を補う。

⑨ 里親安心サポート事業

子どもを委託している里親について、損害保険会社が提供する「里親賠償責任保険」への加入を取りまとめ、包括契約を行うことにより、里親が親権者や第三者から法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合の経済的負担を賄う。

⑩ その他

ア 上記に掲げる事業内容を円滑に実施するため、関係団体と連携を図り、里親等の実態把握や里親相互の交流の推進等に努める。

- イ 当事業により養子縁組が成立した者に対しても相談等必要に応じて支援を行う。
- ウ その他、里親委託等を推進するために資する事業を必要に応じて実施する。
- エ 上記（４）の⑧委託里親交流・自立準備支援事業及び⑨里親安心サポート事業については、関係団体に業務委託して実施する。

第４ 事業の実施に当たっての留意事項等

１ 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- （１）事務室
- （２）相談室等、里親等が訪問できる設備
- （３）その他、事業を実施するために必要な設備

２ 里親支援機関等の守秘義務

里親支援専門相談員を配置する乳児院又は児童養護施設や児童家庭支援センターが、里親支援機関（Ｂ型）として指定を受け支援を行う場合においても、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 14 条の 2 において児童福祉施設の職員としての秘密保持義務が規定されている。

なお、里親会やＮＰＯ法人など、児童福祉施設以外のものが里親支援機関（Ｂ型）として指定を受けて支援を行っている場合には、秘密保持義務は課されていないが、その業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、次に掲げる事項を遵守すること。

- （１）正当な理由がなく、業務上知り得た支援対象者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
- （２）個人情報記載された資料を、支援の実施以外の目的で複写又は複製してはならないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- （３）個人情報漏洩等問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- （４）その保有する個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の人員に限ること。
- （５）（１）から（４）の内容を含め、個人情報の取り扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。

３ フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン

事業の実施にあたっては、『「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について』（平成 30 年 7 月 6 日子発 0706 第 2 号）の別添「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」で

示した内容を十分に踏まえて実施する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。